

平成 27 年 8 月 26 日

厚生労働大臣

塩 崎 恭 久 殿

公益社団法人 日本精神神経学会

理事長 武 田 雅 俊

理 事 石 井 知 行

(男女共同参画推進委員会担当)

要 望 書

障害者総合支援法の検討規定により、障害福祉サービスの在り方についての議論が進行しております。

女性の障害者は、妊娠、出産、育児、家事、介護など、生来的及び社会的に負わされた女性特有の負担により経済的・社会的自立がより困難であります。さらに、女性の精神障害者は、妊娠、出産、育児、介護等による疾病の増悪が見られることがあり、自殺、自傷、虐待などの事案の発生も見られております。また薬剤の副作用、とりわけ催奇形性に対する不安などから生じる服薬の中断による疾病の増悪あるいは妊娠、出産、育児の継続困難が多く見られます。

しかしながら、現行法である障害者総合支援法、障害者基本法、身体障害者福祉法、精神保健福祉法等において、障害のある女性に特化した施策や支援は見られません。児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項において、特定妊婦が規定されていますが、療育が適切に行われることが重点となっており、同法関連及び母子及び寡婦福祉法においても子育て短期支援事業、養育支援訪問事業など養育支援が重点となっております。女性には妊娠、出産、育児、家事、介護など、女性特有の負担があり、障害を持つ女性に対しては女性という軸からの格段の支援の制度と法的整備が必要であると思われれます。

上記諸事情をご賢察のうえ、女性障害者支援施策を推進して頂くようお願い申し上げます。